



## 令和4年度各種納税の納期

令和4年度の各町税の納期日は、次のとおりとなります。口座振替の方は、納期日の前日までに口座にご入金をお願いいたします。納期までにご納付いただけない場合は、納期日の20日以内に督促状を発送いたしますので、納期までにご納付をお願いいたします。

税のお知らせ  
Tax Information



	令和4年								令和5年		
	5/2	5/31	6/30	8/1	8/31	9/30	10/31	11/30	1/4	1/31	2/28
軽自動車税	全期										
固定資産税		全期/ 1期				2期			3期		
町県民税			全期/ 1期			2期			3期		
国民健康 保険税				全期/ 1期	2期		3期	4期		5期	6期

### ●家屋を新築または取り壊したら連絡を

家屋を滅失したら、役場税務課へご連絡ください。ご連絡がない場合、固定資産課税台帳から登録が抹消されずに、固定資産税が課税されたままとなることがあります。また、登記をされている家屋を取り壊した場合や、土地の異動については、法務局で登記をされますようお願いいたします。

### ●各町税滞納の強化について

美波町では、これまでに徳島県と相互併任制度の活用など、各町税（町県民税・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税）の滞納徴収強化に取り組んできております。

今年度も各町税を滞納されている方に対して、督促状・催告書等の送付にて連絡いたします。納付や納付相談等がなく、滞納を放置されますと法の定めにより財産（給与・預貯金・保険等）の差押え、徳島滞納整理機構への移管等の滞納処分を進めてまいりますので、納期日までに忘れずにご納付ください。

【お問い合わせ】役場税務課 ☎ 77-3615

## 消費税インボイス制度説明会 ※事前予約が必要です。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されます。適格請求書（インボイス）を交付できるのは、「適格請求書発行事業者（登録事業者）」に限られます。登録事業者になるには、令和5年3月31日までの間に申請が必要です。「制度について知りたい」という方は、無料の説明会にご参加ください。

開催日	開催時間	定員	開催場所
4月27日(水)	14:00~15:30	50名	海陽町役場海南庁舎3階会議室
5月10日(火)	14:00~15:30	50名	美波町日和佐公民館3階大集会室
6月6日(月)	14:00~15:30	50名	牟岐町海の総合文化センター1階大集会室

※感染症等まん延防止の観点から、定員に達した場合はご参加いただけない場合があります。  
※感染症等の状況又はその他の事情により、延期若しくは中止となる場合があります。なお、延期等となる場合はご予約いただいた連絡先へ電話により連絡させていただきます。

【お問い合わせ】阿南税務署 法人課税部門 ☎ 0884 - 22 - 0417

## 固定資産税課税台帳の閲覧について

自己資産について記載された部分を1年中確認することができるとともに、借地人・借家人についても使用または収益の対象としている部分について閲覧できます。ご自分の所有している土地・家屋、償却資産などの登録事項に誤りがないかどうかを確認してください。

### ●閲覧期間

1年中※受付時間：8:30～17:15（土・日・祝日および年末年始のぞく）

### ●閲覧できる人

- ▶納税者
- ▶納税者と同居の親族（確認が必要）
- ▶借地人、借家人
- ▶代理人（納税者からの委任状が必要）

### ●閲覧場所

美波町役場本庁税務課

### ●手数料

300円

## 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

役場税務課ではこの期間中、土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧します。この縦覧は、納税者が自己所有の土地・家屋の価格と近隣の土地・家屋の価格を比較して、自己所有の土地・家屋の評価が適正かどうかを確認することができるものです。

### ●縦覧期間

令和4年4月1日（金）から令和4年8月31日（水）まで  
※受付時間：8:30～17:15（土・日・祝日のぞく）

### ●縦覧できる人

- ▶町内に所在する土地や家屋の固定資産税の納税者
- ▶納税者と同居の親族（確認が必要）
- ▶代理人（納税者からの委任状が必要）
- ▶納税管理人（納税通知書や課税明細書の提示が必要）  
※いずれの場合も納税者所有の土地や家屋が免税点未満の場合は縦覧できません。

### ●縦覧場所

美波町役場本庁税務課 及び 美波町役場由岐支所

### ●ご注意点

- ▶手数料は無料です
- ▶コピー不可となります
- ▶特定の土地の評価額を知りたい、特定の個人が新築した家屋の評価額を知りたいなど、趣旨に逸脱することが明らかな申請は不可となります。

【お問い合わせ】役場税務課 ☎ 77-3615